

住民説明会（第8回）

日時：平成27年4月16日（木）14：00～16：00

場所：鶴見区民センター

（司会）

皆様、定刻になりましたので、ただ今から、特別区設定協定書についての住民説明会を開催致します。私は、本日司会進行をさせていただきます、大阪府市大都市局の課長で、片岡と申します。よろしくお願いいたします。本日の出席者です。大阪府市大都市局長の山口でございます。

（山口大阪府市大都市局長）

山口です。よろしくお願いいたします。

（司会）

本日の説明者、部長の太田でございます。

（太田大阪府市大都市局制度調整担当部長）

よろしくお願いいたします。

（司会）

後ほど市長と区長が到着いたします。ではまず、開会に当たりまして、大阪府市大都市局長の山口より、ごあいさつを申し上げます。局長、よろしくお願いいたします。

（山口大阪府市大都市局長）

皆さまこんにちは。あらためまして、大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼して、この場からごあいさつをさせていただきます。本日は大変お忙しい中、特別区設置協定書についての説明会にお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきましては格別のご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

この説明会は先月3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会で、それぞれこの特別区設置協定書が承認をされまして、来る5月17日に、大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。このことから法律、法律は大都市地域における特別区の設置に関する法律、少し長い名前の法律ですけれども、この法律に基づいて大阪市長が説明をさせていただきます説明会でございます。従いまして本日は橋下市長も出席し、後ほど皆さまに直接説明をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、その前にまずわ

れわれ事務局のほうから、皆さまにお配りをいたしておりますパンフレット、これに基づいてですね、特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容についてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、最初にお断りを申し上げておかなければなりませんけれども、この特別区設置協定書に記載している内容はですね、例えばこういうサービスをこのように充実しますとか、あるいはこのまちづくりをこのように進めていきますといった、いわゆる将来計画のようなものを書いているわけではありません。この特別区設置協定書には、住民サービスをどうしていけばいいのか、あるいはまちづくりをどうしていくのか、それを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどうするのかということをお示ししているところでございます。具体的には、現在、人口 270 万人の政令市である大阪市を、35 万人から 70 万人の 5 つの特別区とし、皆さんに選ばれた区長と区議会を設けるということ。もう一つは、これまで大阪市と大阪府、それぞれが担ってきた広域行政、これは役所の仕事の中で広域行政と言われる分野があるんですけれども、それぞれ大阪府、大阪市が担ってきたものを大阪府に一元化するという。つまり自治の仕組みそのものをどうするかということに記載しているわけでございますけれども、これから皆さんにサービスを提供する役所がどのようなものがあるのか、そういうような内容になっているところでございます。そういう意味で、本当に今までにないものでございますし、なじみのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくには難しい部分もあろうかというふうに考えておりますけれども、本日は 2 時間という限られた時間ではございますが、皆さまがたの住民投票に際してのご判断の一助となりますように、我々できる限り分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願います。

それと最後に、種々の都合により壇上から説明させていただくこと、また入場の際には金属探知機での検査など、たくさんのご不自由あるいは不快に思われた方もおられると思いますけれども、この点についてお詫びを申し上げますとともに、来る 5 月 17 日の住民投票には、必ず投票に行ってくださいようお願いを申し上げます、最初のごあいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしく願います。

(司会)

それではこの後、パンフレットを使っての事務局説明をおおむね 30 分行った後、スライド等を使って市長からの協定書の説明、残りの時間で質疑応答を予定しており、午後 4 時の終了予定といたしております。会場内では飲食および喫煙はできません。ペットボトルは鞆にしまってください。会場内では携帯電話、スマートフォンは電源をお切りいただくかマナーモードに設定の上、通話をご遠慮ください。お手持ちの傘は必ず椅子の下、足元に置いてください。本日の住民説明会はネット中継用と記録用に、ビデオカメラで撮影しておりますのでご了承ください。お配りしている皆さまへのお願いにお示ししておりますが、進行の妨げになるような行為、他の来場者のかたがたにご迷惑になるような行為はご

遠慮ください。注意しても迷惑行為をおやめいただけない場合はご退出いただくことがありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるために、皆さまのご理解、ご協力が必要となりますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の資料ですが、説明パンフレット、こちらのパンフレットですね。それからA4の1枚もの、A3の1枚ものの3種類です。資料のない方、足りない方は、恐れ入りますが挙手の上、お近くのスタッフにお声掛けください。1つは39ページものの説明会のパンフレット。それからA3の紙1枚の、両面で協定書に対する意見をまとめた資料。そしてA4の1枚もので、皆様へのお願いを記載したもの。以上3点です。よろしゅうございますでしょうか。それでは、まず説明パンフレットを使って事務局よりご説明申し上げます。太田部長、よろしくお願いします。

(太田大阪府市大都市局制度調整担当部長)

それではお手元にございますでしょうか。この説明パンフレットを基に、私のほうから特別区の設置協定書につきましてご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。失礼いたします。

まず、お開きをいただきまして3ページから4ページにわたって見開きの協定書のイメージがございます。こちらをご覧ください。左側に、現在ということで記載しておりますように、国におきまして、大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところです。具体的に大阪府で申し上げますと、1人の市長で270万市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策の展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況です。また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の、点線枠にございますような産業、港湾などの事業を、全域に都市化が進みました狭い大阪府の中で、それぞれ別々で行っている状況です。これはページの真ん中から右側に記載しておりますように、産業、港湾などの広域機能を大阪府に移す。これら広域機能を大阪府に一元化することで大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータル観点から、大阪の成長、都市の発展などを推し進めていきます。そして、これら広域機能以外の、住民の皆さんに身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として、35万から70万人の5つの特別区を新たにつくります。これによりまして、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会の下で住民の皆さんの声をより身近に聴いて、市一律でない、地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていきます。これが、これから説明をいたします協定書のベースとなります基本的な考え方でございます。

それでは、順次、特別区設置協定書の内容などについてご説明します。6ページをお開き願います。特別区協定書の内容のご説明に先立ちまして、基本的な用語の意味といたしまして、特別区、特別区設置協定書についてご説明し、引き続いて今後のスケジュールを

ご説明いたします。まず上の、「特別区とは」をご覧ください。特別区は、市民の皆さまによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることにより、自ら税を徴収し、予算を編成し、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。これに対しまして、現在皆さまがお住まいの区は行政区といいますけれども、区長は市長が任命をする職員であり、区ごとの議会はございません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っておりません。その下の中ほど「協定書とは」をご覧ください。特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるかなど、特別区の設置に際しまして必要となる事項を記載したものでございます。

次に、その下、今後のスケジュールについてご説明致します。特別区設置の賛否を問います住民投票につきましては、5月の17日、日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で、特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

次に、協定書ができるまでの背景・経緯について、お聞きいただきまして7ページ中ほどの囲みをお願いいたします。平成24年4月から大阪府と大阪市の条例に基づきまして、「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置し、国に先駆けて大阪から、大阪にふさわしい大都市制度について議論を行ってまいりました。その下、中ほど参考をご覧ください。こうした中、平成24年8月には大都市地域における特別区の設置に関する法律、いわゆる「大都市法」が制定されました。7ページ下の囲みをご覧ください。この大都市法の規定に基づき、平成25年2月に、大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書（案）が取りまとめられました。その後2月に総務大臣から、協定書（案）について「特段の意見はありません」との回答を頂き、3月には府・市両議会において承認されたところです。

続きまして、協定書の具体的な内容についてご説明します。8ページの上、特別区の設置の日をご覧ください。住民投票で、特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、平成29年4月1日に、現在の大阪府域に5つの特別区が設置されることとなります。続いてその下、特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数についてご説明します。5つの特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、真ん中に地図と表をお示ししていますのでご覧ください。まず特別区の名称につきましては、大阪府・大阪市特別区設置協議会において、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところです。なお湾岸区につきましては、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところです。それぞれの特別区の区域につきましては、特別区設置協議会においてそれぞれの区が歩んでまいりました歴史や、住民の皆さまの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けをしてお

りますエリアと決定されたものです。なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設の一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところです。

次に本庁舎の位置でございますが、特別区設置協議会において、住民の皆さまからの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区につきましては、知事、市長および議員から構成される特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって、現在の西成区役所となりました。各特別区議会の議員定数につきましては、現在の大阪市会のトータルの議員数と同じ 86 名を、北区が 19、湾岸区が 12、東区が 19、南区が 23、中央区が 13 人と割り振る形で決まったところです。また、議員報酬につきましては、市の条例に規定をいたします報酬額の 3 割減となっております。

一番下の枠囲みのひとくちメモに、現在の 24 区役所等の扱いを記載しています。現在の 24 区役所および出張所等は、全て特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしています。住民の皆さまの利便性が損なわれるということはありません。

次に、お開きいただきまして 9 ページから 13 ページ、各特別区の概要として、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載をしています。併せて、本庁舎とともに支所等につきましてもその位置を示しています。引き続き、現在の区役所等が支所等として残るものです。また一番下に主要な統計数値も記載をすることで、それぞれの区がどういったものになるかをお示ししているところです。

まず 9 ページの北区の概要で申しますと、現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島、北、淀川、東淀川、福島の各区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。また、北区は一番下に記載の主要統計の昼夜間人口比率が 153% と、住んでおられる方々より通勤などで通っておられる方々が多い特性を示しています。また 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 69.4% と高い数字になっています。さらに地図からも都心へのアクセスも充実し、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

次に 10 ページ、湾岸区の概要でございます。現在の港区役所が本庁舎、現在の此花、大正、西淀川の各区役所、そして現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また湾岸区は、一番下に記載の主要統計の工業出荷額が 1 兆 2,000 億円と、5 区の中で最も大きなものとなっています。また上の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っています。また、こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

お開きをいただきまして 11 ページ、東区の概要で申しますと、現在建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成、生野、旭、鶴見の各区役所が支所等として残ります。また東区は、

下に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、多くの中小企業が集積をした地域でもあり、地域コミュニティに根差した定住魅力と多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区と言えます。

次に12ページの南区の概要で申しますと、現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野、住吉、東住吉、住之江の各区役所、そして現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。また南区は、下に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、東区と同様に15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、あべのハルカスをはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合した、定住魅力ある、都市魅力あふれる定住魅力ある特別区となっております。

お開きいただきまして13ページ、中央区の概要で申しますと、現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央、西、天王寺、浪速の各区役所が支所等として残ることになります。また中央区は、下に記載の主要統計の商業販売額が18兆8,000億円と、5区の中では最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っております。また昼夜間人口比率が237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス・商業が盛んな特別区と言えます。こうした各区それぞれの特性を踏まえまして、各特別区それぞれの実情や住民の皆さんのニーズに応じたサービスを、5人の区長、区議会の下で提供していくことになるものです。

次に14ページ、町の名称についてでございます。現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたものです。特別区の町名を定めるにあたりましては、原則新たに設置する特別区の名称と、現在の町名の間、現在の行政区名を挿入することを考えております。こちらのほうでいきましたら、新しい特別区では東区ということになるんですが、城東区中央を東区城東中央、東成区深江北を東区東成深江北、生野区新今里を東区生野新今里、旭区千林を東区旭千林、鶴見区放出東を東区鶴見放出東といったことで考えておるものです。今後、一番下のひとくちメモにありますように、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で、現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さまのご意見をお聴きして決定してまいります。

続きまして、お開きいただきまして15ページ、特別区と大阪府の事務分担をご覧ください。ここでは特別区と大阪府が行う事務、これからは仕事ということにしますが、この役割分担を示しております。この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じまして、後ほど説明をいたします職員体制、つまり人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分し、調整するのかなどが決められているということです。まず基本的な考え方をご覧ください。現在の大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民の皆さまに身近な仕事とあわせて、広域交通基盤の整備や成長分野の

企業支援などの広域的な仕事も行っております。この広域的な仕事の部分について、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われています。これを、広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論がなされています、いわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにします。そして特別区では、選挙で選ばれた区長、区議会の下、先ほど説明しましたそれぞれの区の特色などに応じまして、住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確化するという事です。これまで大阪市が大阪府と同様に担ってまいりました、交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。したがって、特別区は住民の皆さんに身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。現在、大阪市が行っております仕事は、大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたりましては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることになっています。つまり現在大阪市が行っております仕事の担い手が、大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準が変わるものではありません。

次に、お開きいただきまして 17 ページ、職員の移管（特別区の職員体制）をご覧ください。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しております。上の基本的考え方に記載のとおり、特別区と大阪府はその仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう、最適な職員体制を整備します。中ほど以下の、職員の移管（イメージ）をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は、大阪市と大阪府を合わせた概数で、左下に記載のとおり 7 万 7,100 人と見込んでおります。その右の記載ですが、特別区設置当初には、特別区・一部事務組合・大阪府の合計で 7 万 7,300 人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員構成において、技能労務職員が非常に多くなっており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでおるものです。その後、行政改革などにより、職員の効率化を進め、同じく概数で 7 万 5,600 人になると見込んでおります。

次に、18 ページで、特別区の行政組織のイメージを示しております。組織の名称はあくまでイメージでございまして、仮称ですが、5 つの特別区においては選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ、独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまでの区役所などで担ってまいりました住民サービスの窓口は、特別区になっても現在の 24 区役所や出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さまの利便性が損なわれることはございません。

続いて 19 ページをお開きください。こちらは税源の配分・財政の調整についてご説明をいたします。まず一番上のところをご覧ください。税源の配分とは、ということで、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。また財政の調整とは、先ほどご説明いたしました仕事の役割分担に応じ、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう、必要な財源、これからはお金ということですが、こ

れを特別区と大阪府に分けることとさせていただきます。あわせて、各特別区に配るときには、特別区ごとに収入に大きな差ができないように調整することとさせていただきます。基本的な考え方に記載しておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など、必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにいたします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持をされるものです。あわせて大阪府には、大阪市から移される大阪城公園のような大規模公園、広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これはあくまで市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということとさせていただきます、大阪市から大阪府にお金だけが移るということではございません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分をするお金は、大阪府の特別会計で管理をいたしまして、その配分割合は、特別区設置後3年間は毎年、その後はおおむね3年ごとに大阪府・特別区協議会で検証をいたします。その際、大阪府が受け取るお金につきましては、大阪市から移される仕事に使われているかどうか、これを検証いたします。その下の、特別区の財源（イメージ）をご覧ください。皆さまから納めていただきます税金につきましては、大阪市から大阪府に移された仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表したものとさせていただきます。

次に、大阪市の財産の取り扱いについてご説明します。お聞きいただきまして21ページ、お願いをいたします。ここでは、市民の皆さまが日頃から利用されております施設をはじめ、現在大阪市が持っております株式など、さまざまな財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しております。基本的な考え方に記載しておりますが、まず学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、先ほど説明しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じて、それぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪市が提供してまいりましたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけとさせていただきます、市民の皆さまが日頃から利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり当然使えるものです。

次に、株式や、大阪市がさまざまな目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などにつきましては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き、特別区に承継されることとなります。その下の枠囲みをご覧ください。例えば、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合に、その財産はどうするか。その取り扱いにつきましては、大阪府・特別区協議会で協議をします。その際には、もともと市民の皆さまが築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくこととなるものです。

次に、お聞きいただきまして大阪市の債務の取り扱いについて、23ページをお願いいたします。ここでは大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しております。債務の主なものは、大阪市債、いわゆる借金でございますが、基本的な考え方に記載しておりますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に

応じ、大阪府と特別区が負担をいたします。大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明させていただきました財政調整などによって必要な財源が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されるものでございます。

次に、一部事務組合、機関等の共同設置について説明します。24 ページをお願いします。上段にあります。一部事務組合、機関等の共同設置とは、5 つの特別区が連携して効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことで、一部事務組合につきましては、5 つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした仕組みを使って、大阪府内でも 31 の一部事務組合が様々な仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきております。今回、5 つの特別区が一緒になってつくります一部事務組合で行う仕事は、平成 30 年に都道府県に移す関係法案が国会で議論をされております国民健康保険事業や、一つに集約して処理するほうが効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などでございます。あくまで特別区が担う仕事は、各特別区において行うことが原則でございますが、一部事務組合で行う仕事は特別区の全ての仕事のうち、約 7 パーセントだけとなっております。

次にお開きいただきまして 29 ページ、いや 25 ページをお願いいたします。「大阪府・特別区協議会」についてご説明いたします。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう、話し合う場のことです。中ほどの、大阪府・特別区協議会のすがたをご覧ください。東京にも同様の協議会がございますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に 23 の区長の中から選ばれた 8 人の区長となっております。これを大阪では、大阪府知事と 5 つの特別区の全ての区長を基本メンバーとします。そして、これまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金の確保、配分や、大阪府が引き継ぎます財産について、大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくこととしています。あわせて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るために、有識者などで構成いたします第三者機関を設けることとしております。

続きまして 26 ページをご覧ください。各特別区の長期財政推計（粗い試算）についてご説明をいたします。上の推計の目的・位置づけ・まとめをご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に、特別区を設置した場合に、5 つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅をもって見ていただく必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっております。その下の枠囲みに記載をしておりますが、特別区全体を合わせた推計は、下のグラフにあるとおりでございます。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味でございますが、それが徐々に拡大をいたしまして、平成 45 年度には、棒グラフにありますように約 292 億円、29 年度から 45 年度までの累計では、折れ線グラフの 2,762 億円となる見込みでございます。この財源活用可能額を

利用して、各特別区では今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さまが必要としている新しいサービスを行うことができるものです。次の 27 から 29 ページでは、5つの特別区それぞれの財政推計を示しておりますので、またご覧おきください。

最後に、31、32 ページをご覧ください。これは皆さまからよく頂く質問と、それに対するお答えを載せさせていただいております。よくある質問といたしましては、特別区になっても住民サービスは維持されるのか。これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるのか。これまでの地域コミュニティや地域の行事などはなくなるのか。今ある区役所がなくなるのか。町名は変更になるのか。運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないとイケないのか。特別区の設置後に、区名や町名を変更することはできるのか。大阪府は大阪都に名称が変更になるのか、といったことが挙げられております。こういったご質問に対しまして、それぞれ回答を記載しておりますので、後ほどご覧おきください。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

それではここで、市長と区長が到着いたしました。少々お待ちください。すみません。ここで市長と区長が到着いたしました。ご紹介申し上げます。橋下市長でございます。鶴見区、河村区長でございます。それでは、市長より、スライド等を使いましてご説明申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

今日は皆さんにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃より大阪市政にご協力をいただきまして本当にありがとうございます。今日は大阪市役所として、特別区設置、いわゆる「大阪都構想」について説明をさせていただきたいと思えます。着席させていただきます。

まずですね、説明の前に皆さんにお伝えしておきたいことがあります。これは僕が一方的にしゃべることはおかしいんじゃないかということが、必ず会場からの質問で出てくるんですが、自民党、民主党、公明党、共産党、いわゆるこの「大阪都構想」に反対している各政党の議員に、今回のこの説明会には参加することを求めましたが断られております。そういう事情をご理解ください。一方的にしゃべるのは、これはあの自民党、民主党、公明党、共産党に声を掛けたんですけども参加をしなかったという経緯があります。それからもう一つは、今日配りました説明パンフレットなんですけれども、こちらに記載していることは特別区設置協定書を要約したものです。その特別区設置協定書というものは、大阪府議会、市議会で可決をされたものです。いろいろ賛成派、反対派、いろんな主張をしていると思えます。これからも5月17日の住民投票に向けて主張が激しくなってきますけれども、こちらに書かれている、このパンフレットの基になった協定書、特別区設

置協定書というものが、いろんな意見がある中で、唯一府議会、市議会が賛成多数で可決したものであるということをご理解ください。この協定書とはまた違うことを、いろんな、各いろんな人たちがいろいろ言いますけれども、この協定書というものが唯一府議会、市議会で可決をされたものであります。まず説明にあたりまして、ちょっと話の内容、中身とかそういうことを決めさせてもらいたいと思いますので、正直にお答え願いたいんですけど、すみません。先ほどの大都市局の説明で完全に分かったという方どれぐらいいらっしゃいますか。正直で結構。あ、そうですか。大体分かったよという方どれぐらいいらっしゃいますか。あ、そうですか。よく分からんな、まだという方はどれぐらいいらっしゃいますか。あ、そうですか。さっぱり分からんわという人。あ、そうですか。分かりました。じゃあ、今から説明をさせていただきます。

また、必ずどの会場でも言われるのが、おまえはしゃべり過ぎだと。一方的にしゃべり過ぎではないかということなんですが、今回はこの特別区設置、いわゆる「大阪都構想」、これの提案者として、この提案理由をきちんと述べさせてもらいます。そして、中身について、協定書の中身については大都市局から説明をさせてもらいました。この協定書、特別区設置、いわゆる「大阪都構想」というものは、問題の解決策なんですね。解決策なんです。ということは、何を解決するためにこの「大阪都構想」というものを出したのか。ここをしっかりと皆さんにご理解いただかないと、賛否判断ができません。ですから、なぜ、このような特別区設置、いわゆる「大阪都構想」というものをなぜ、大阪市長として提案をしたのか。これを提案するために僕は大阪市長選挙というものをやって市長に就き、法律の手続きに従ってこれを提案して、こういう形にまとめることができたんですが、なぜこれを提案したのか。そこを皆さんにしっかりと考えていただいて、その提案が、提案自体がおかしいということであれば、そもそもこれは反対ということになるんでしょうね。それから提案が、確かにそのとおりだと。おまえのその問題意識はよく分かるということであったとしても、ここに記載されているですね、特別区設置、いわゆる「大阪都構想」というもの、これは役所を一からつくり直すということですけども、いや、そこまでやる必要ないんじゃないのと。そんな解決策まで要らないんじゃないのということになって、反対ということになります。

ですから今日、今からお話しをさせてもらうのは、僕自身がなぜこれを提案したのか。大阪市長として、いわゆる「大阪都構想」というものを提案したのか。これをしっかりと述べさせてもらいます。その上で、あとは皆さんが僕の話聞いてですね、それで納得したのかどうなのか、そういうところで賛成、反対を判断していただくことになりますので、ここです、反対の人と議論をするということは基本的にはしません。質問にはお答えをしますけれども、延々とこのいわゆる「大阪都構想」について反対の意見を述べられる方が非常に多いので、それは本来議員さんがやるべきことだったり、そういうことだったりしますから、あくまでもこの提案についてどうしても納得できないということは反対ということにすればいいわけですから。申し訳ありませんけど、この場で反対の方ですね、

後で後ほど質問の時間を設けますけれども、議論を、反対の人との議論ということは基本的にはしないということをご理解いただきたいと思っています。私の話を聞いていただいて、僕の話聞いていただいて疑問点があればお答えしますが、基本的にそれで納得したかどうか、そういうところでご判断をしていただきたいなと思っております。

では早速行かせてもらいます。まず僕は大阪府知事と大阪市長というものを、二つの職を経験しまして、まず問題意識の1つ目なんです、大阪にはきちんとした役所、それが存在しないなということ非常に問題意識として持ちました。大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理ができていないなど。本当にこれはまずい状態だなというふうに思った。これが非常に大きな問題意識の1つです。それを解決したいという思いでの解決策が、今回のこの「大阪都構想」です。ではその問題意識を聞いていただきたいと思いますが、大阪というものは、今、大阪府庁と大阪市役所がこのように同じような仕事をしている。これが二重行政というものです。この仕事はですね、先ほど大都市局から説明があったかと思いますが、住民の皆さんの身近なサービスという話ではありません。全てこれは大阪全体に関わる仕事なんですね。病院なんかですね、実は市立病院というふうにありますけれども、これは市民の利用だけではありません。市民以外も利用しています。大学もそうです。だいたい市民の学生は3割未満です。7割以上が大阪市民以外の学生です。港なんかそうですね。市民だけが使っているわけではありません。大阪の、大阪全体の物流拠点、貨物なんかを運ぶ拠点になっています。これは大阪全体に関わる港ですね。このあたりの工業研究所というものも、別に市内だけの中小企業を対象にしているわけではありません。ということで、これ見ますと、大阪市がやっているこれらの仕事、これは全部大阪全体に関わる仕事なんです。大阪府庁も当然大阪全体に関わる仕事、すなわち大阪全体に関わる仕事、大阪市民だけを対象にした仕事ではなくて、大阪全体に関わる仕事を、今、大阪府庁と大阪市役所がそれぞれやっているという状況、これを僕は改めなきゃいけないというふうに思っています。今これあるものだけじゃなくて、ずっと今後もこういう二重行政ということが続くこと、続くことをですね、僕は改めなきゃいけないと思っています。それがまず問題意識。ですからこういう二重の状態を、別にいいじゃないかというふうにかえるのか、これは絶対将来の大阪のためには改めなきゃいけないと考えるのか。そこで「大阪都構想」賛成、反対が分かります。これ改めなきゃいけないということであれば、解決策、一解決策として「大阪都構想」というものを提案しましたけれども。別にこんな二重行政、このままでもいいよ。また後で言いますけど、こういう二重行政は駄目だと思ってもね、大阪府庁と大阪市役所が話し合えば何とかかなるという考え方であれば、「大阪都構想」反対になるでしょう。これが二重行政、僕の問題意識の一つです。これを解決しなければいけないんじゃないかと。

そして2番目、こちらが、これまで大阪市役所がやってきた事業の失敗の数々。うまくいかなかった事業の一部、列挙していますけれども、この額をよく見てください。これ全部皆さんの税金が使われているということなんですけど。また今後、まだ返済が終わって

いないものは、これからも皆さんの税金を使ってこの返済をしていかなきゃいけない。ずっとこの額をよく見ていただきたいんですが、僕はこんな大阪は変えなきゃいけないと。絶対二度とこういうことは駄目だと。こういうことは許さないという、非常に強い問題意識があります。

特にこのオーク 200 なんていう、不動産の投資事業なんですけどもね、ホテルを建てまして、1,027 億円、事業がうまくいきませんでした。事業がうまくいかなかっただけではなくて、先日、銀行から損害賠償請求訴えられまして、最後、裁判で解決したのは 650 億円払わなければいけないと、そういう結論になりました。皆さんの税金で払っていきます。今後 10 年間で 650 億円。1 年 65 億円。これを今後払っていきます、皆さんの税金で。こちらオスカードリームというものは住之江区の商業施設の上にホテルをひっ付けた、そういう建物なんですけど、これは交通局がやったものなんですけれども 225 億円の事業。これも失敗しました。民間企業に売ったんですけれども、民間企業が落札をしまして、その落札金額、民間企業が買ってくれた金額は 13 億円です。13 億円。225 億円で建てたものが民間企業に 13 億円で売られました。ただそれでは終わっておりません。銀行からまた訴えられました、損害賠償請求。結論は、285 億円払えということになりまして、交通局の会計から一括で 285 億円を払いました。こういうことをですね。皆さんがどう思われるか。僕は絶対にこんなことはなくさないといけない、二度とこういうことはあってはならないという強い問題意識を持っています。

大阪市役所だけではありません。大阪府庁を見ていただきたいんですが、この数字をよく見てください。これは大阪府庁の方の様々な失敗の数々。結局僕は大阪府庁、大阪市役所トータルで作り直さなきゃいけない。しっかりした役所になってもらわなきゃいけないという、そういう問題意識です。そして皆さんは市民でもあり府民でもあるわけですから、大阪市役所だけが、大阪市だけが良くなっても仕方がないというのが僕の考え方です。僕は大阪府知事を経験もしていますから、大阪市民は大阪府民でもあるわけですからね、大阪市役所と大阪府庁が同時にトータルで良くならなければいけないでしょうというのが僕の問題意識です。大阪市民の皆さんは、大阪市民でもあり、大阪府民でもある。ですから二重行政の問題、それから先ほどの大阪市役所の様々な失敗した事業、大阪府庁の様々な失敗した事業、全部それは皆さんの負担となります。

4 番です。そしてこういうことになります。こちらが、大阪市民 1 人当たりの負わされている借金額ですね。大阪府庁、大阪市役所が負った負担分を、皆さんが背負わされていることになるんですが、それを市民 1 人当たり直しますとこういう金額、市民 1 人当たり 159 万、160 万円になっています。ところがこちら、東京の場合には、東京都民 1 人当たり 48 万 4,000 円。大阪市民 1 人当たりの借金額の約 3 分の 1 以下になっているわけですね。僕はこれを非常に問題視しております。よく見ていただきたいんですが、皆さん大阪市民です。市民 1 人当たりの負担分の 63 万 1,000 円が大阪府分、それから 96 万 7,000 円が大阪市分。要は、大阪府、大阪市が、両方仕事の整理なく、役割分担なく、負担をずっ

と増やした結果ですね、市民の皆さんはこういう形でダブルで負担がのしかかってきている。これは非常に僕は問題だと思っています。東京はどうなっているかといいますと、東京はこの色の付いているピンクといいますか橙といいますか、こちらのほうが東京都の負担。そしてこの灰色の部分が特別区の負担。まさに特別区というものは、僕が大阪市内に5つこれから設置しようとしているもの。特別区役所、今の鶴見区役所とは、また全く別の、特別区役所というのを大阪市内に5つ設置しようとしています、まさに東京のような形にしようと思っているわけです。東京都が大きな負担をして、特別区は負担をしない。これはなぜこうなるかというのは後で説明しますが、きちんと役所の役割分担が東京全体でできています。東京都庁が大きな負担をして、各特別区役所はそれほどの負担をしない。僕はこういう大阪の、まあ大阪の役所をですね、こういう役割分担に変えていきたいという、そういう問題意識があります。今、見てください。大阪府の方も大阪市の方も、同じような過大な、大きな負担をしている。これはやっぱり直さなきゃいけないんじゃないかというのが問題意識です。

では、どうやってそれを直して、どうやって直していくのか。これは先ほど大都市局から説明がありましたが、僕は役所をつくり変えることでこれを直していこうと。パンフレットの3ページなんですけれども、先ほど説明があったかと思いますが、これ、ちょっと重要なところなんで繰り返し説明をさせていただきます。こちらのプロジェクターのほうでも結構です、ご覧になっていただければ。こちらが、黄色いところが今の大阪市役所の状況。大阪市役所は非常に特殊な市役所です。本来の市役所の仕事というのは、こちらの基礎自治機能、保健医療、福祉、教育、商店街政策、これが本来の、皆さんがイメージする市役所の仕事です。皆さんの日常生活をお世話する、日常生活をサポートする、そういう仕事が通常の市役所の仕事。それに加えて、大阪市役所は非常に特殊なんですけれども、広域機能といいまして大阪全体に関わる仕事。さっき二重行政のところでも説明しましたが、大阪全体に関わる仕事も大阪市役所がやっているんですね。そして大阪府庁も、こちら水色の方が大阪府庁の仕事ですが、大阪府庁はもちろん大阪全体に関わる仕事。まさにですね、大阪全体に関わる仕事を、大阪市役所と大阪府庁がそれぞれでやってしまっていると。これが二重行政というものです。さっきのパネルで示しました病院とか港とか大学とか、それをそれぞれが大阪全体に関わる仕事をやっている。これが二重になっている。今の役所のままだったら、二重行政はずっと続くだろう。じゃあ、どうやって直すかという、それだったらということで、今、大阪市役所が持っているこの大阪全体に関わる仕事、これを大阪府庁のほうに全部移してしまおう。もともと大阪府庁というものは大阪全体に関わる仕事をやるわけですから、大阪全体に関わる仕事を、今、大阪市役所と大阪府庁が二重でやっていることになっていますけど、そんなことはやめて、全部大阪府庁に一本化しよう。大阪全体に関わる仕事は大阪府庁に一本化しようというのが、この「大阪都構想」の中身です。そのこと、これです、大阪市役所のこの大阪全体に関わる仕事、それから大阪府庁の大阪全体に関わる仕事、これを合わせて一本化してですね、産業政策、

卸売市場、地下鉄、バス、モノレール、港、大学、病院、消防。大阪市民以外、大阪市民だけを対象とした仕事ではない、大阪全体の仕事は、もう新たな大阪府、大阪府庁の仕事にしてしまう。これは法律改正をすれば府という名前が「都」になります。法律改正をすれば、ですから、もし法律改正になればですね、この新しい「大阪都」、「大阪都」というところが、大阪全体の仕事を一元的に一本化して担うということになる。これで二重行政がなくなるのではないかというのが今回の提案です。

そして先ほどの税金のいろんな無駄遣い、あれを改めようということ。これも仕事の整理をちゃんとやろうということとして、今まで大阪市役所は、通常の市役所の仕事と大阪全体に関わる仕事をやっていた。これを仕事の整理をすることによって、大阪全体に関わる仕事は全部、大阪府庁のほうに全部一本化した。そうすると大阪市役所は通常の市役所の仕事に集中できるのではないかということです。こちら保健医療、福祉、教育、ごみ、まゝ商店街。まゝこれをですね、要は大阪市役所を、通常の市役所の仕事に集中をさせて、大阪府と同じだけの負担はさせない。大阪府と同じだけの負担を負わないような、そういう役所につくり直していこうというのが今回の提案です。後で説明しますが、ただ大阪市役所は1つだと。住民の皆さんの声をしっかり聴き取りにくいと僕は思っておりますので、それを5つの特別区役所に分けて、それぞれ選挙で選ばれた区長を置いて住民の皆さんの声を聴いていく。これは後で説明しますが、問題意識としましてね、大阪のこの二重行政をどうするか。僕は絶対になくさなきゃいけないというふうに思っています。それから、役所の税金の無駄遣いも絶対に止めなきゃいけない。その思いが非常に強いので、役所を一からつくり直して、この大阪市役所が持っている、大阪全体に関わる仕事は大阪府庁に渡してしまう。大阪府庁に一本化してしまう。そして大阪市役所というものは通常の市役所の仕事に集中する。このことによって二重行政がなくなり、これから大阪市役所の方はですね、大阪府と同じだけの負担は負わなくなるだろうというのが今回の提案です。

そして2番目の問題意識なんですけれども、2番目の問題意識は、これは大阪府知事をやっての認識、そう考えに至ったんですけれども、経験、大阪府知事の経験からそういう考え方に至ったんですが。大阪の経済活性化、大阪を元気にしていくためにはどうしたらいいのかというところを考えたときにですね、今の大阪には、大阪全体を引っ張っていく役所がないなということを痛切に感じました。大阪全体の発展を考えているのは、大阪府庁と大阪市役所、それぞれがやっているわけですから、常に話し合い、協議ということをやらなければいけない。協議でうまくまとまっていることもあります。しかしまとまらないこともたくさんあります。そういうことを考えたときに、僕はこの大阪にですね、大阪の発展を考えたときには、大阪全体の発展を引っ張っていく。非常に強力な役所が必要なんではないかというふうに思っています。それを今度、新しい大阪府庁、大阪全体を引っ張っていってもら役所になってもらいたい。名前が変われば「大阪都庁」になりますけれども、その役所には大阪全体を引っ張っていってもら。そういう役所になってもらいたいという、そういう問題意識があります。

パネルの方で、法人数。僕は知事をやり、市長をやり、次ですね、8です。大阪の経済活性化のために、また大阪の景気が良くなるために、雇用が生まれるために、何を考えるかということなんですけど、いろいろ数字をこう見るわけです。大阪に企業をどんどん増やさなきゃいけないとか、こういう数字を見ます。大阪にどんどん企業が集まってきてもらいたい。そのためにはどうしたらいいのか。次、9番です。外国人観光客を増やしてですね、どんどん大阪で消費をしてもらおう。そのことによって大阪の景気を上げよう。そして10番。これはデパートの売上の伸び率なんですけど、全国の中でデパートの売上伸び率は大阪が今ナンバーワンになっているんですけども、これは小売業の象徴です。いわゆる商取引、商店、お店がどんどんお客さんに来てもらって、もうかるためにはどうしたらいいのか。それから次が、これはホテルですね。ホテルの稼働率。どんどんお客さんに来てもらって、ホテルの稼働率を上げていくためにはどうしたらいいのか。そしてまた足りない場合にはどういうふうにしてホテルを増やしていったらいいのか。そして経済が活性化すればですね、有効求人倍率、要は大阪全体に仕事を増やさなきゃいけないわけです。これを有効求人倍率といいますけども、仕事を増やすためにはどういうふうにしていったらいいのか。仕事が増えれば失業率は下がってきます。失業率を下げるためにはどうしたらいいのか。全体の景気が良くなれば大阪の地価も上がってくるんですけど、こういうことをいろいろ考えるわけです。行政のトップとしてですね、大阪の経済が良くなるためにはどうしたらいいのか。雇用が生まれるために、皆さんの懐が温まるためにはどうしたらいいのかということもいろいろ考えるわけです。そのときに、大阪市内というところだけを見たらいいのか、それとも大阪市内というところを超えて、大阪府全体という視点でいろいろものを考えなければいけないのか。ここで考え方が分かれてくるわけですね。僕の問題意識は、今言った会社の、大阪の企業数を増やすとか、大阪の仕事を増やすとか、有効求人倍率を上げるとか、失業率を下げるとか、こういう話は大阪府域、大阪府全体でいろんなことを考えて、政策というかそういうものを実行していかねばいけない。そういうふうに僕は考えています。大阪府全体の視点で、やっぱりものを考えないと、大阪の会社も増えないし、大阪の観光客は増えない。そういうふうに僕は考えているわけでありまして。それが僕の問題意識です。

それはなぜかといいますと、事業所数。9番。5番ですか、5番。これを見ていただきたいんですが、これは大阪府の地図で、赤いところが大阪市の範囲です。この青の点点点というものが事業所といいまして、経済活動の主体ですね。いろいろ仕事をやっている企業です。この青の点点点を見てもらいたいんですが、大阪市内の中にとどまっております。かつて大正時代ぐらいまでは、この大阪府の人口のうち7割が大阪市に集中していましたけれども、今やもう人口も事業所も、みんな大阪市の外にはみ出て、こういう形に今大阪の状況はなっているわけです。白いところは全部山です。大阪府の中の平野部に、全部事業所、経済活動の主体が広がっているわけです。

人の移動、これは人の移動を表している図ですけども、この紫色のところ、ここの範

困で人が行ったり来たりしているという、そういう図です。大阪市内だけで人の移動がとどまっているわけでありません。何が言いたいかというと、大阪の経済活動の範囲は、大阪市内をもう超えて、大阪府域全体が一つの経済活動の範囲だというふうに僕は認識しております、それだったら「大阪府域全体で、いろんな経済を発展させる政策を打ち出していかなきゃいけない」、「実行していかなければいけない」、「大阪市内という中だけでとどまっていたら、大阪の発展はない」というのが僕の問題意識です。例えば21番、こういう、大阪に今、経済特区というものを設定していますけれども、これも大阪市内だけじゃなくて大阪府域全体でこういうふうに行っているわけです。それからランドデザイン。これは大阪市内の話ではあるんですけども、大阪の発展を考えたときの、ここに書いている中之島の開発、新大阪、大阪駅の駅前の開発、御堂筋のいろんな整備、こういうことは大阪市民だけの問題じゃなくて、大阪全体に関わっていく。その、これは全部大阪市内の地域ですけど、ただこれを整備していくというのは、大阪全体の発展につながる。そういう問題だろうというようなことで、大阪府、松井知事と一緒に計画を立ててやっているとところであるんですけども、こういうこともやっています。そして23番、大阪の成長戦略というものも松井知事と一緒に、今一本化してまとめているところであるんですけども、こういういろんな計画とか考え方、いや考え方というか、計画とか方針、これをこれからも大阪府庁、大阪市役所が話し合いをやってやっていくのか。それとも強力な大阪府庁、名前が変われば「大阪都庁」ですけど、大阪全体を見渡して大阪全体の仕事を担う、新しい大阪都庁というところが強力的に、今言ったこの大阪の成長戦略とか、22番、こういうランドデザイン・大阪、21番、こういう経済特区ですね。こういうものを強力的に「大阪都庁」というところで引っ張っていくべきでないのかというのが、僕の問題意識です。

例えばなんですけども、17番、これ、東京の地下鉄の状況なんですけども、これは13本の地下鉄のうち10本が相互乗り入れ、私鉄と乗り換えなく行ったり来たりできる、そういう状況です。大阪は、これが大阪市の地下鉄なんですけど、9本の地下鉄のうち相互乗り入れは3本だけと。もちろんこれは技術的な問題がありますから、今日の明日に大阪の地下鉄がすぐに阪急と、または京阪と、近鉄と、すぐにぱっとこう相互乗り入れできるという問題ではありません。いろんな技術の問題があります。ただ技術は進歩していきますので、そのときにこういう地下鉄のネットワーク、地下鉄と私鉄をどう繋げていくのか。こういう鉄道のネットワークというものを考えたときに、それは大阪市内だけのことを考えていいのか。それとも大阪の発展ということを考えた場合には、大阪府域全体を見て、こういう地下鉄や鉄道ネットワークを考えるのか。僕はやっぱり大阪の発展ということを考えれば、大阪市内だけの視点じゃなくて、大阪府全体でどう、こういう鉄道のネットワークが広がっていくのか。そういう視点で物事を考えなきゃいけないというふうに思っています。17番、こちら東京の方なんですけども、これは東京都がいろいろこういう地下鉄、鉄道のネットワーク、こういうものを考えるわけです。東京都が東京全体のことを考えて、そして16番、今、大阪市営地下鉄の場合には、これは大阪市がやっている。大

阪市交通局ですから、基本的には大阪市内の視点でこういう地下鉄のネットワークを考えている。これからの大阪の発展ということを考えれば、大阪府全体でこういう鉄道のネットワークを考えなければいけないのではないかというのが問題意識です。

15 番、高速道路なんですが、これもですね、この間、つい先日開通しました東京の中央環状線という高速道路ですけども、新宿と羽田空港まで今まで 40 分かかっていました。それが 20 分になりました。これは池袋、新宿、渋谷、そんな所を通っているんですね、これ。東京のど真ん中どうやって高速道路通したのかなと思ったんですけど、これは地下を高速道路が走っているんです。こういうもので開通して、その他の高速道路もこういうふうに延びて、ものすごい便利になっています。一方大阪のほうも、この阪神高速の環状線の周りにもう 1 つ大きな環状線を作ろうということで、近畿自動車道、阪神高速大和川線、阪神高速湾岸線ですけど、こういう高速道路が今できつつありますが、この赤い部分、これが全然進まなかったんです。なぜ進まなかったかということ、こちら側の右側のところが大阪府の担当、こっちの左側の方が大阪市の担当ということで、ずっと話し合い、決裂していました。うまく話し合いがいかなかったんです。やっとこの度、僕と松井知事が話をしまして、何とか進めようということで、今、大阪市として計画を進めるようになりましたけれども、ただこれ、今後完成するのに 20 年後とか、もっといって 30 年ぐらいかかるとか、そんな話になるんです。今決めても 30 年先ぐらいにやっとなんかできるというような話です。

17 番、こちらの地下鉄の話も、東京も 1 年、2 年でこういうふうに発展していったわけではないです。僕は 40 年前ぐらいまでは東京に住んでいました。その頃は、全部私鉄も普通の鉄道も、新宿とか渋谷とか池袋とか、そういう所で終点だったんです。それが 40 年たった今、全部地下鉄とつながって行ったり来たりしていると。この地下鉄の話、高速道路の話もこういうものは、30 年、40 年かかる話なんですよ、決めてから。僕はそういうことを考えると、大阪全体の発展を考える。それを強力で押し進めていく、新しい大阪府庁というものが大阪の発展のためには必要なんではないかと、僕は考えております。大阪府庁、大阪市役所が、これまでどおり話し合いをやって、やっていけばいいじゃないかという考え方の人は、あえてこの「大阪都構想」、役所をつくり直す必要はないというふうに考えるんでしょうけれども、僕は話し合いだけでうまくいくものもあれば、うまくいかないものもたくさんある。そうであれば、「大阪都庁」というところに強力で大阪全体の発展を担ってもら、そういう役所に僕はつくり直す必要があるんじゃないかと考えております。

例えば空港なんですけどもね、空港の便利さというものも、そのまちの、大都市の発展に非常に重要なんですけど、東京成田空港、羽田空港 2 つありますが、昔、成田というのは非常に遠いイメージがありました。今はここ新しい線ができて、今は 36 分で、最速、成田まで行けるんです。関西国際空港に大阪市内から行くよりも近くなっているんですね。東京成田というのは、昔はものすごい遠い空港というイメージがありました。し

かも今はその成田空港と羽田空港は鉄道で1本で結ばれてしまいました。相互乗り入れて京成電車という私鉄、それから地下鉄。今度はまた京急という私鉄。私鉄、地下鉄、私鉄というつなぎ方で、93分で成田と羽田、つながってしまっているんです。昔は羽田に行くには東京モノレールぐらいしかなかったんですけど、そこにもう1本鉄道を引こうとか、こっちは今、品川、羽田空港まで最速で14分とか、こういうことも1年、2年の話ではありません。何十年もかかってこういうところまで来たというところで、非常に東京の都市の発展、本当にすさまじい発展なんですけど、これは東京都庁というところが強力にそういう計画等を推し進めている。そういうところが僕は非常に大きいと考えております。大阪も負けじと今、松井知事と、大阪市内と関西国際空港を結ぶ鉄道を1本引こうと。地下鉄なにわ筋線という計画を今、松井知事と進めているところなんですけど、これうまくいっても出来上がるまでに20年とか25年とか、それぐらいかかってしまう。ですから大都市の発展を目指すのに、今のままの大阪府庁と大阪市役所が話し合っていくやり方でいいのか。それとも、大都市大阪というものを発展させるためには大阪府全体を引っ張っていく、そういう新しい役所が必要と考えるのか。ここで賛成、反対というものが分かれてくるところなのかなというふうに思っています。

そして3つ目の問題意識ですが、今の大阪市内には、僕は住民の皆さんの声をしっかりとくみ取る、そういう仕組みが非常に不足していると。今の大阪市役所では、皆さんの声をきちんとくみ取って行政をやる、そういう仕組みとしては不十分だという問題意識があります。これはですね、3つ目、首長の数なんですけど、大阪市というのは267万人の人口なんです。267万人。267万人というのは広島県と京都府と同じぐらいの人口なんです。では広島県や京都府はどういう役所の仕組みで住民の皆さんの声をしっかりと聞き、そして皆さんには、こちらの考えを伝えているのか。今回この「大阪都構想」に関する住民説明会、13日で39回開かせてもらっているんですけど、これでも直接皆さんに説明できる数というのは1万人ちょっとくらいだと思います。2万人なのか。13日、39回やってもそれぐらいしか直接お話しができない。2万人、3万人かそれぐらい、直接お話しできる数はそのぐらいなんです。267万人に何か説明しようと思っても、とてもじゃないですけども説明なんかできないです。大阪府知事の仕事は、直接皆さんと話をするという仕事というのはそんなにはないんです。皆さんの声をしっかりと聞けなさいいけないというのはありますけれども、大阪府知事での仕事というのは大阪全体の方向性を決めていくような仕事ですから、住民の皆さんの細かいいろんな要望を聞いていくような仕事とはちょっと違うんです。大阪全体に関わる仕事というのは、まさにそういうことなんです。市役所の仕事というのは、住民の皆さんの身近ないろんな、こうサービスに関わる、住民の皆さんの日常生活に関わる話ですから、本来住民の皆さんから直接コミュニケーションをやっぱり取る機会、これを増やさないとなかなか仕事にならない、そういう職なんですけれども。でも267万人の市民の皆さんと直接話をしていくというのはほぼ不可能です。で、じゃあ広島県とか京都府はどうなっているのかということ、こうなっています。京都府は263万人の人口、それが

ら広島県が 285 万人の人口。この京都府の中にはですね、見てください 15 人の市長と 10 人の町長と 1 人の村長、合わせて 26 の市町村長が居るわけです。これは、人形は選挙で選ばれた行政のトップの数です。これだけ選挙で選ばれた行政、役所のトップが居る。この人たちが政治家として住民の皆さんの声を聴きながら、話をしながら、最後は選挙というものを通じて行政をやっているわけです。役所の仕事をやっている。広島県もそうです。この 285 万人の人口の中に、14 人の市長と 9 人の町長、合わせて 23 人の選挙で選ばれた役所のトップがこれだけ居てですね、この人たちが日々住民の皆さんと話をしながら、最後は選挙というものを通じて皆さんの声を聴いていく。これが 260 万人ぐらいの人口での住民の皆さんの声を聴く、役所のある意味一つの姿なんですね。

ところが今、大阪市はどうなっているかということ、23 番、大阪市には 260 万人の人口の中に、選挙で選ばれた役所のトップは僕 1 人しか居ません。僕 1 人しか居ません。これでは僕は住民の皆さんの声をしっかりくみ取ることにはできないと。これは大阪市長の仕事をやって本当にそういうふう実感をしております。そう言いますと皆さんは、ちょっと待ってよ、鶴見区には区長が居るじゃないかと。河村が居ます。河村は区民のために一生懸命仕事をやって来て、区民の皆さんの声を聴いて仕事はやって来ていますが、ただ決定的な僕との違いは選挙で選ばれているか選ばれていないかということでありまして、河村区長のほうは選挙で選ばれていないので、最後の決定権は僕が持っているわけですね。そうすると職員の僕の部下でありますから、最後、僕がこういうふうにしてくれということで職務命令ということをやると、それに従わなければいけないと、そういう立場なんです。でも鶴見区のこととはどちらの方が知っているかといえば、河村のほうが一番、鶴見区の状況というものとは一番把握していると思います。住民の皆さんがどういうことを考えているのか、通学路はどこが危ないのか、高齢者の皆さんがどこに多く住んでいるのか、住民の皆さんの今一番求めているものは何なのか。そういうことは区長の方がよく知っているはずなのに、自ら自分で最終決定を下すことができないという立場。僕はこれからの時代、それは違うというふうに思っています、大阪市内 260 万人に市長 1 人で、市長 1 人が最終決定権者で、大阪市内全体で 1 つの固まりと見てですね、何でも市長が決めていく。最後一律のルールで、大阪市全体のルールとして物事を進めていく。それはもう違うんじゃないのかというのが僕の問題意識です。もっと区長のほうに決定権と責任と、そういうものを持ってもらって。それを持ってもらおうと思うと、選挙で選ばれるという、そこがどうしても必要になってきます。ですから特別区というものは、今の鶴見区とは全く違う形になります。鶴見区というものは区長が最終決定権を持っておりませんが、特別区というものは、その区長が最終決定権を持つと。そういう新しい役所を、僕はつくらなければいけないのではないかなというふうに、そういうことを問題意識としては持っているわけです。

なぜかといいますと、図書館の状況、例えば図書館なんですけど、大阪市の図書館というのは今こういうルールになっています。1 区 1 館になっています。鶴見区にも 1 館。11

万人の鶴見区で1館。福島区の、5万人の福島区でも1館です。本当にそういうのでいいのかということです。1区1館で24館。東京を見てください。東京は、こちらは特別区。今まさに「大阪都構想」で目指している特別区というものなのですが、区長は選挙で選ばれますから、数はみんな自分たちで決めます。自分たちで決めます。もちろんお金には制限はありますから、使えるお金の範囲内で自分たちで決めていくわけです。しかし今、鶴見区の方で、見てもらいたいのは人口1人当たり直しますと、東京都民1人当たり図書室の本、2.9冊。大阪市民の場合には1.4冊。非常に大阪市内は図書館が少ないという、そんな街なんです。ところが増やそうと思うとですね、例えば鶴見区長、河村のほう、鶴見区に1館作りたいたいといっても自分では決められません。それは最後大阪市役所、淀屋橋のほうに行ってくださいね、お願い、お伺いを立てて、お金、財政局のほうと話を。でも鶴見区に2館目やるというのは非常に大変な話です。これは、2館目を作るというのは。自分で本当だったら、選挙で選ばれた区長だったらやると決めたらできるんですけど、今の鶴見区長ですと図書館建てるということも自分で決められない。僕は大阪市長ですからね、大阪市内全体を見て淀川区のほうに検討してくれということは指示は出せたわけ。指示は出すわけ。僕は淀川区に今指示を出しているわけ。図書館を考えてくれ。これは選挙で選ばれているから言えるんです。ただ問題なのは、淀川区にもし2館目作ったとしたら収集つかないだろうと。鶴見区ももう1館作れという話も出てくるかも分からない、城東区でも出てくるかも分からない。この調整が本当に大変なんです。本当に大変なんです。この260万人、大都市の中で、どこに図書館を幾つ作っていくのかを決めるのが非常に大変だから、1区1館という分かりやすいようにしているんです。誰からも文句が出ないように。これで調整なんかいちいちしない。これをどこかに2館とやると、なんであちは2館のうち1館なんだという、もうその話になると収拾がつかなくなりますから。次、スポーツセンターとプール。見てください。スポーツセンターと温水プール。24、24。1区1館です。こんな、これからこんな大阪の行政でいいのかということです。こちら見てください。東京の場合には特別区、選挙で選ばれた区長が自分たちのエリアで責任持って数を決めてます。幾つにするのか。

これからの時代は大阪市内を1つに見立てて、大阪市長と淀屋橋の大阪市役所、何か大事があれば区長がいちいちそこにお伺いを立てに行き、副市長か局と話を認めてもらわなければいけないという、そんなことやめたほうがいいんじゃないかと。大阪市内、さっき大都市局のほうから説明させましたけれども、5つの特別区に分けても5つで、それぞれで地域事情違います。鶴見区と西成、鶴見区と、この後、僕、西淀川で説明会やりますけど、西淀川、全然違います。住民の皆さんの考え方も違うかも分からないですね。何に今一番役所に期待しているのか。やっぱり、西淀川区なんかだと津波被害対策だと思います。鶴見区の皆さんはあまり津波被害対策なんていうことは意識されていないと思います。子育て世帯は今、鶴見区、非常に増えています。ところが西成は子育て世帯が減ってきています。そしたら、そこで必要なものって、鶴見区と西成区でたぶん違うと思うん

です。鶴見区と西淀川区で違うと思うんです。それを全部大阪市を1つの固まりと捉えて、何でも同じように、鶴見区も西淀川区も西成区も平野区も、全部同じように扱っていくというのは、それは、僕は違うんじゃないかなと。せめて大阪に5つのエリア、地域を分けてですね、そのそれぞれの地域で、自分たちの特色に合わせてまちづくりをやってもらう。そのためには選挙で選ばれた区長を置かなければいけないんですけども。そういう形で、それぞれの地域の特色に合わせた、住民の皆さんの決定をやっていく。そんな新しい大阪市、大阪市内、大阪というものを目指さなければいけないんじゃないのかというのが問題意識の3つ目。住民の皆さんの声を聴きながら、その地域の特色に合わせた行政をやっていかなければいけない。ですから図書館の数もスポーツセンターの数もプールの数も、1区1館ではなくて、皆さんたちが決めてもらう。

ただ、特別区になったからといってどんどん増えるわけではありません。お金の制限あります。どうしたらいいのかということは、これからの時代ですね、必要なものは増やしていかなきゃいけない。皆さんのまちに必要なものは増やしていかなきゃいけない。でも、そうであれば一方、我慢してもらうものも出てくるんです。これがこれからの、僕は政治や行政だと思うんです。今までの政治家というのは皆さんに必要なものを、「あげますよ、あげますよ、与えますよ」、そればかりですけれども、これからの時代は必要なものを増やし、そして皆さんでこれはうちの地域は我慢しようというものは我慢していく。この調整が非常に重要になってくる。そういうことをやる時に、大阪市長1人で、西淀川区から此花区から鶴見区から平野区から天王寺区、全部その必要なものと我慢してもらうものを、ずっとその地域ごとに調整するというのはほぼ不可能です。例えば鶴見区に図書館をじゃあ2つ、3つ作ると。そのお金を用意するために、此花区とか天王寺区にある、ある施設を、これを処分しますと言ったら、此花区や天王寺区の皆さんは激怒すると思います。なんで鶴見区の図書館を作るのにうちの区の施設をつぶすんだと、多分激怒するでしょうね。どうしたらいいのかといえ、鶴見区、皆さんのお住まいのところは今度は東区になりますけれども、東区の中で図書館増やすんだったら、東区の中で我慢するものも決めてもらうと。これは受益と負担の関係というんですけれども、受益、利益を受けること、負担をできる限り同じ地域の中でそれをやってもらう。何か増やすんだったら何か我慢するというのを、自分たちの地域の中で決めてもらう。そういうことをやりながら、皆さんが必要としているものを増やしていかないといけない。そういう時代に僕は突入すると思います。だからこそ、大阪市内を広く、260万人の大都市をですね、一律に扱うのではなくて、そしてそこは大阪市長1人ではなくて、特別区というものを5つ置いて、それぞれの地域で皆さんに考えてもらい、最後は選挙で選んでもらう。住民の皆さんの考え方が全部一致するわけではありません。そうなればどうなるかというと、この特別区設置、いわゆる大阪都構想になると、大阪市内で5人の区長の選挙が始まりますから。東区で立候補する区長がですね、「うちの東区はこういうことを重視していきますよ。この辺はちょっと我慢してもらいますよ」とか。いろんなことを言う区長候補が出てきますね。それを最後皆さんが

選挙で、どの方向性で行くのかを決めていくと。そういう、僕は新しい役所の姿を目指しているところです。

今は、僕は大阪市長ですから市長選挙で皆さんが判断するんですけど、僕は鶴見区をどうしますということではなくて、大阪市をこうしますということ言って最後票を入れてもらって大阪市長になりました。それは大阪市、全部いっしょくたにし過ぎなんじゃないのか。そうであれば特別区を5つつくって、それぞれの地域でそれぞれの区長候補者が、東区はこうしていきます、北区はこうしていきます、湾岸区はこうしていきます、中央区はこうしていきます、南区はこうしていきます。それぞれいろんなことを言う候補者が出てきて、最後は皆さんが1票です、どの区長を選ぶのか。そういうことを決めてですね、その地域の特色に合わせた行政をやっていくべきではないかなというふうに考えております。

そして区長の非常に重要性というところなんです、例えば学校のいじめ、体罰。これは体罰といじめ事案なんです、体罰事案が非常に多いです、大阪は。いじめ事案も非常に多い。これは何とかしなきゃいけないんですけども、大阪の問題点、住民の皆さんの声をしっかり聴ける役所になっているかというところの問題意識の一環なんですけれども。大阪市は実は教育委員会1つしかありません。所管している学校が400校以上です。小中学校400校以上。僕はもう無理だと思っています。1つの教育委員会で400校を見ていくのは、教育委員会と話をして、それは無理ですと、教育委員会も認めています。400校なんか見れるわけないです。先ほどの首長の数。僕は住民の皆さんの声を聴くには、大阪市長1人では無理だというふうに言いました。ですから少なくとも、選挙で選ばれた区長をこの大阪市内に5人置きたいと。それを特別区を5つと言いましたが、教育委員会もそうなんです。これあの、この人形の数だけ、京都府には教育委員会があります。各市町村ごとに教育委員会というのは1つあるんです。大体教育委員会が担当している学校というのは小学校、中学校、10から多くて40ぐらいです。ですから1つ1つの市町村に教育委員会が1個ある。だから26教育委員会があるんです。広島県の場合には23の教育委員会がある。そこで小学校、中学校を見ている。

ところが大阪市の場合には1つの教育委員会で400校全てを見ている。保護者の皆さんも教育に何か言いたいといっても、教育委員会は大阪市の淀屋橋にあるわけですから、なかなかそんなところに言いに行くなんていうことは、これは不可能だと思います。ですから今度は特別区設置になると、教育委員会が5つになります。大阪市内、5つになる。それでしっかり学校の面倒を見ていこう。5つでも足りないんじゃないかと言われるかも分かりませんが、1つよりははるかにましになるというのが、今回の「大阪都構想」の提案です。

そして、児童虐待なんですけれども、児童虐待の数もどんどん増えてきております。児童相談所、児童虐待に対応する児童相談所、大阪市内には1つしかありません。本当に足りるんですか。やっこの間、僕が予算付けて2つ目を作ろうということになりました。

平野区のほうに作りますが、僕はまだ足りないと思っています。特別区設置になると、児童相談所は5つに増えます。これでしっかりと児童虐待対応できるんじゃないか。子どもたちのいろんな問題に対応できるんじゃないかと考えております。ただ、数の問題だけではないんです。数だけだったら、お前、橋下、今増やしたらいいじゃないかというふうに思われるかも分かりませんが、重要なことは、選挙で選ばれた行政のトップの下にちゃんと児童相談所があるかどうかということ。今、もし児童相談所を5つ作ったとしても、とてもじゃありませんけど、僕のところにいろんな報告が来ても対応できません。それは、対応できません。今、河村のほう、鶴見の児童虐待を主に対応してもらおう。そういうやり方になっているんですけども、ただ河村のほうも何か問題が起きたときに、大阪市役所の関係各局のほうに全部指示を出して、こうしろ、ああしろということを全部、どんどん言えるという立場ではないんです。必ず話し合いということになって、大阪市役所の関係各局と話し合いをして、何か協議がうまくいかなければ副市長のところか、ないしは僕のところに上がってきて、最後は僕が決めるという、そういう今、仕組みになっています。

これは区役所の仕組みを見てもらいたいんですが、パンフレットの19ページ、ごめんなさい、18ページなんですけれども、今、区長、鶴見区長河村はこういう立場です。18ページなんです、今の鶴見区役所はこういう状況で、区長が居て、3つのところですね、窓口サービス部門とか、保健福祉部門とか、こういうところにまあ色々指揮命令が出せることではあるんですけども、それが今度特別区になると、選挙で選ばれた区長はずらっとこういう組織を抱えることになります。今、僕の立場、大阪市長というのが今ここに居て、大阪市役所の関係各局にいろいろ指示を出しているわけです。何か問題が起きたときにはこうしてくれ、ああしてくれと。みんな幹部を呼んで議論になって、最後議論どっちか分からないような状況になったら、じゃあこっちで行こうと最後僕が判断して決めると。その大阪市長という1人では無理だということですね、大阪市長みたいな立場に、今度区長が就いてもらう。その代わり選挙で選ばれないといけませんよ。選挙で選ばれる区長がこれだけの組織を持ってですね、いろんな問題に対応していく。これが新しい大阪の政治行政のスタイルなのかなというふうに、僕は思っているわけです。僕の問題意識としてはそう思っているわけです。ここで、今度は選挙で選ばれた区長の下に児童相談所も置かれます。今は河村の下に児童相談所が置かれているわけがありません。児童相談所は僕の部下ではあるけれども、河村の部下にはなっていないわけですね。これはすごい組織としては大きいのです。だから児童相談所から常に話し合いということになっていますけれども、河村区長の場合に、僕の場合には指示ということができるわけですね。これは、一番住民の皆さんのことを分かっているのは区長ですから、僕の下に児童相談所があるよりも、区長の下に児童相談所があるべきだという、そういう問題意識です。こういう形ですね、そもそも大阪に対する問題意識、二重行政という問題をどうするか。それから大阪全体の経済活性化を考えたときにどうするか。それから住民の皆さんの声をしっかり

り聴く、役所の仕組みとしてどうするか。この問題意識を僕は強く持っていますので、今の大阪府庁と大阪市役所を、やっぱりこれを一からつくり直して、新しい役所にしなければいけないという、その解決策として、今回このパンフレットに記載のある特別区設置、「大阪都構想」というものを提案させてもらったわけです。

ですから二重行政の問題と、大阪全体の活性化の問題と、大阪市内の住民の皆さんの声を聴く、くみやすくする、くみ取りやすい役所をつくらなければいけない。こういうことをあまり強く感じていないという人は、別に役所は今のままでいいんじゃないかという話になると思います。同じように二重行政は絶対なくさなきゃいけないとか、税金の無駄遣いを絶対止めなきゃいけない。大阪全体の経済を活性化させるためには、強い、新しい大阪府庁にしなければいけない。住民の皆さんの声をしっかり聴き取れるような、そういう役所につくり直さなきゃいけないという意識の強い方々は、こういう新しい役所をつくっていったほうがいいんじゃないかという考え方になるでしょうね。ですから今の問題意識、僕が言った問題意識を、皆さんがどれくらい強く感じてもらえるかどうかというところで、ある意味賛成、反対というところが分かれてくるのかなというふうに思っています。

そこで、じゃあ本当に特別区を設置して、今賛成、反対派がいろんなことを外で言い始めています。いろんなことを言い始めている中で、皆さんが不安に思うことは幾つもあるかと思うんですが、特に今回反対派の人が来てくれなかったのも、反対派の人の意見、それをまとめたものを皆さんのお手元のところに1枚ものにしてお渡しをしております。1枚もので、どちらかの面が賛成意見で、どちらかが反対意見なんですけれども、反対意見の中で、新しく役所をつくり直すと、住民サービスが低下するということを言っていますが、これは今の資料からは反します。というのは、まず、住民サービスというものは低下はしません。低下をしないようにきちんとお金を確保するという。これをちゃんと制度としてつくっております。お金は確保する。お金は確保する。それから反対派の人たちが言うには、いろいろな専門職の確保が困難になる。役所の人材ですね、それが不足するということを言っています。反対派の人たちは、ただこのパンフレットの人員体制のところ、17ページ、きちんとですね、役所の職員の体制はしっかりと体制組みますよということはきちんと府議会、市議会で可決をされた協定書の中にきちんと入っています。人の体制はきちんと確保しますよ。それからお金もですね、19ページ、お金もきちんと今のサービスが提供できるようにお金も確保しますよ。そういう仕組みにしますよということは府議会、市議会で可決をされた協定書の中にきちんと組み込んでおります。

特に、いろんな会場に行くとこういうことを言われます。「大阪都構想」になったら大阪市民のお金は大阪府に奪われるということを言うんです。ただ、まずそもそも大阪府に奪われるというところが、ちょっと、僕は知事経験者としては合点がいきません。大阪府知事も鶴見区民の皆さまからも票を受けて大阪府知事になるわけで、知事も市民のために一生懸命働いているわけです。府庁も一生懸命働いている。ですから大阪府のほうに奪われるという言葉自体が、ちょっと僕は合点がいかないんですが、ただ反対派の人たちはそう

言います。それはこういうことを言っているのかなと思うんですが、これから市民の皆さん、「大阪都構想」が成立すれば特別区民になりますが、区民の皆さんは当然区に対して税金を納めます。それと同時にですね、いったん大阪府の会計に税金を納めるということが生じます。大阪府の方に入れる。これで大阪府の方に取られた、取られたと言うんですが、区民の皆さんがいったん大阪府の方に納めたお金は、また区に戻ってくるんです。なんで大阪府をいったん通すのかといいましたら、これは5つの区をつくと、それぞれ税金の多いところ、少ないところ、差が出てきます。梅田、難波、そういうところは税金がよく集まるんですね。その梅田、難波ばかり税金が集まって、その人たちが裕福にぜいたくに、いろんなことができるのか。これは駄目だということで、大都市局が言ったように、5つの特別区で公平に税金を配分します。公平に、差がないように。そのために1回大阪府を通して、それぞれの特別区に公平に配分をする。日本の国の税金の仕組みもそうです。日本の国の税金がよく6割、7割が東京、名古屋、大阪で集まりますけれども、東京、名古屋、大阪だけで税金を使っていたらえらいことになります。だから1回、国が集めて、47都道府県に公平に配分する。これは当たり前なんです。集めるだけです。いったん集めて、そしてまた各特別区に配分する。ところが、反対派の人たちはこのことだけを捉えて、大阪府に取られるということを行っています。

また一部、大阪府のほうに移るお金があるんですが、これはお金だけが移る話ではありません。先ほど言いましたけれども、仕事と一緒に移るわけです。どういうことかというところ、今まで大学とか港とか病院とか、こういうものは市役所がやっていた。ところがこれは大阪全体に関わる仕事なので、大阪府庁に一本化しようとさっき言いました。そのときに仕事を大阪府庁にやってもらうのであれば、お金もやっぱりそれは渡さなきゃいけない。ですから今の市立病院とか市立大学、港、それから地下鉄、こういうものは全部府立、府営になります。府立病院、府立大学、府営の港とか府営地下鉄。ただ、名前が法律改正で都になれば、都立大学、都立病院、都営地下鉄、都の港、そういうことになるわけです。皆さんは市立が都立になったからといって、市営が都営になったからといって、それで奪われたと感じる人は大阪都構想反対になるんでしょうね。ただ東京の人は誰もそんなことを言ってないです。区民の皆さん、それは都民でもあるわけですから、都立であろうがどうであろうが関係ないということで、東京の区民の皆さんでそういうことを文句言っている人は聞いたことがありません。そこで一部の人、でも、市立病院が都立病院になるといって、奪われた、奪われたと言う人たちは居ます。それがこの反対派の意見の中に入っています。

それから、各特別区になる、分けると、隣の区の施設が使えなくなるということを反対派の人は言っていますが、これも誤解があります。例えば特別養護老人ホームは、これは住んでいる住所関係ありません。どこでも入れます。特別養護老人ホームはどこでも入れます。住所は全然関係ありません。保育所は自分の住んでいる、その特別区の中の保育所に入らなければいけません。原則は隣の区の保育所には行けなくなるというのはあるん

ですが、ただこれは、区長同士でちゃんと相互に受け入れましょうねという協定を普通は結びます。大阪市も豊中市の子どもを受け入れています。保育所で。大阪市の子どもも豊中市のほうに受け入れてもらっています。そういうふうに住んでいる市町村をまたがることなんていうのはいくらでもあります。そしてもう一つ重要なことは、区をまたがって保育所通わせている親御さんというのは全体の3パーセントぐらいです。ほとんどは皆さん、やっぱり、自分の区の中で保育所を通させたいのが普通なんです。またがって行くということのほう例外で、本来自分の区の中の保育所に行かせたい。僕はむしろ特別区役所になった方が、特別区になった方が、区長は選挙でそれをちゃんとやらないと落とされるので、区民のために必要なものは増やします。僕が今何をやっているかという、大阪市民の皆さんが豊中市の保育所に行かないように、吹田市の保育所に行かなくて済むように、大阪市内の中で一生懸命、保育所を作っているわけです。市民の皆さんが大阪市内で使える。ただこれは大阪市全体で見ると、申し訳ないですけども、各区各区でうまく調整できておりません。各区では足りないところはあります。そういうときは隣の区の保育所に行ってもらっていますけれども、でも僕は大阪市長として、豊中市の保育所に、吹田市の保育所には行かないように、一生懸命自分のこの範囲の中で保育所を整備しているんですね。そうすると、特別区になると、特別区長は選挙がありますから、自分の区民のために、区内で全部保育所行くように一生懸命整備すると、僕はそう考えております。

最後、ちょっと、お金の面を見てもらいたいんですが、もう一度説明しますが27ページです。これはきちんと大都市局、役所のほうで計算をしてもらったんですけども、反対派のほうは大阪都構想をやると、最初に600億円お金が掛かるから「無駄だ」、「無駄だ」と言うんですけども、最初に600億円のお金が掛かったとしても、きちんと二重行政の無駄がなくなり、税金の無駄遣いがなくなり、改革が進んでいけば、使えるお金が増えてくるというのはこの表です。そしてこの使えるお金を選挙で選ばれた区長が、住民の皆さんの意見に応じてですね、求めに応じて、しっかり医療、福祉、教育にお金を回していこう。そして皆さんがお住まいの東区の状況は28ページ。こちらに東区は、きちんとやっぱり使えるお金が積み上がってきています。現在よりも使えるお金が徐々に増えてくるという、そういう数字になっています。現在よりも増えてくる。だから現在のサービスが低くなるどころか、使えるお金はきちんと増えてくるということになります。

そしてこの600億円という数字をもって無駄だ、無駄だというふうによく言われるんですが、パネルの2番、3番、その600億円という数字をどう評価するかなんですけど、これは役所を一から作り直すので、そのシステム、コンピューターシステムを変えたりとか、ちょっと、役所の庁舎の整備をしなければいけないんですが、パネルの5番ですね、これは冒頭言いました。僕の問題意識で、結局大阪に対する問題意識をどう捉えるか。パネルの2番ですね。二重行政をやめなきゃいけないという思いと、税金の無駄遣いを止めなきゃいけないという思い、大阪全体の経済の発展を、何とか新しい大阪府庁で、「大阪都

庁」で引っ張ってってもらわなきゃいけない。住民の皆さんの声を聴けるような役所という問題意識の中で、この税金の無駄遣い、こういう数字を見てもらって、そして 600 億円を最初にかけることを、それを無駄だと捉えるのか、それとも、それは新しい役所づくりのための初期費用、「投資」と考えるのか。そういうところでまた賛成、反対も変わってくるのかなというふうに思っております。

そして住民の皆さんの意見をしっかりくむ、その新しい役所にしなければいけないというところなんです、僕の問題意識としては、先日、地域振興会というところの一部の方が、「大阪都構想」反対と決めましたという決定をしました。これから回覧板等を使って町内会に、「大阪都構想」反対ということで運動していきますと。僕は個々の住民の皆さんが賛成、反対と決めるのは全然いいんですよ。それは当然賛成、反対いろいろあると思います。しかし町内会というのはそういうことでいいのかなと。僕は非常に古い、そういう古さを感じております。大阪市役所の、これまでの役所の決定のやり方で非常に僕は市長になって疑問に思ったのは、これは繰り返し僕は区長会で何遍も注意をしながら言っているんですが、今まで大阪市役所はですね、一部の地域の有力者と言われる人たちの意見、そこを非常に重んじていたわけなんです。その多くの幅広い意見を重視するというよりも、一部の人たちの意見を非常に重んじる。そういう人たちを僕は排除しろとは言っていない。その人たちの意見も重要ですけども、あまりにもちょっと偏り過ぎなんじゃないかという。そういう問題意識を持っています。それはなぜかというと、選挙で選ばれた市長が 1 人しか居ませんから、結局、鶴見区も含めて、各区民の皆さんの声は、僕の部下である区長に任せるわけです。区民の声を聴く役割を。しかし、この河村は政治家ではありませんから、大阪市のルールで住民の皆さんとの飲み食いも禁止されていますし、政治活動は当然できません。住民の皆さんの声を聴くというのは、やっぱりこれは政治活動なんです、結局は。選挙というものを意識して、いかに住民の多くの皆さんと話をするか。ここです。公務員と政治家の決定的な違いはそこです。公務員はこういう制度とかをつくらせたら極めて優秀、こんなの政治家にはできません。しかし政治家は、こういうものをつくることできないけれども、住民の皆さんと数多く話をするというところなんです。ところが、今、公務員が区長をやっているもんですから、政治活動はできない。どうやって住民の皆さんの声を聴いていくかということ、やっぱりこれまでの一部の地域の有力者の方の声を重んじていく。それがやっぱり、それはそうせざるを得なかったところはあると思うんです。本当にそれが多くの市民の皆さんの声なのかということに非常に疑問を持っていました。そういう大阪市役所と一部の地域の皆さんの有力者との関係もあるので、当然地域の皆さん、またその有力者を頼っていく。そういう関係がずっと続いてきたと思うんです。今回ですね、町内会全体で「大阪都構想」反対ということをやりたいですけども、僕はそれねえ、町内会の中にもいろんな考え方の人が居て、そんなことをやってしまうと、今、賛成、反対が拮抗していたら、賛成の人が町内会にそんなんやったら入らないわとかいう声が、実際僕のところにどんどん届いています。本当にそれでいいのかと。僕

は町内会の人たちが、日々ボランティア活動とかいろんな活動で、大阪市の行政に協力していただいていることは非常にありがたく思っています。ここは全力で大阪市としてもサポートしていきたいし、今、区役所としてもそういう地域活動をサポートするような仕組みにさせてもらっています。でも、当然こういう地域のいろんなコミュニティ、地域の町内会含めての地域団体には、当然橋下嫌い、維新嫌い、いっぱいあると思います。共産党を支持している、公明党を支持している、自民党を支持している。いいんです、それで。いいんです。選挙のときにはそれぞれがそれぞれを応援したらいい。でも地域のコミュニティとしては、みんな地域のために、そういう政治的な問題はちょっと置いて、みんなで一致団結して地域を良くしていこうというのが本来の地域コミュニティなんです、どうも大阪市内のいろんな地域コミュニティは政治色が非常に強いなど。

ですから住民説明会をやって、各会場の賛成、反対がわーとなってですね、なんかこう、すごい亀裂を生んでしまうんですね。それは選挙のときには政治決戦やったらいいし、こういう住民投票の賛成、反対も、それぞれの個人がやればいいけれども、地域コミュニティの中で賛成、反対ということを決めてしまうと、異なる見解の人がそこになかなか入っていきにくくなると思うんですね。非常にそれは僕は心配しています。これから鶴見区でも、どうも、町内会で出回るチラシを見させてもらいましたけれども、ちょっとひどいなというビラが、多分皆さんのお手元に回ると思います。今僕が言った説明会は全然違って、大阪府に何ですかね、合併されて、大阪市がなくなってしまう。こんなことに賛成の人は。要は賛成と言えないようなネガティブな言葉が入ったチラシが、これから町内会通知がわーっと回ってくるかと思えますけれども、本当にそういうことでもいいのかなど。やっぱり選挙で選ばれた区長というものを誕生させて、政治活動をやりながら多くの声を聴いて物事を決めていく。そういう新しい大阪、そして5つのエリアに分かれてそれぞれの地域の住民の皆さんが、自分のまちの特色とか自分の要望、そういうことを合わせた行政を求めていく。そして最後は区長選挙で自分たちのまちの方向を決めていく。大阪市内5つの、多種多様なそういう地域というものを生み出していく。そういう大阪を目指していくべきではないのかなという問題意識から、今回「大阪都構想」というものを提案させてもらいました。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

それでは、これより質疑応答に移りたいと存じます。皆さまに挙手をしていただき、私が指名しました後、担当がマイクをお持ちいたします。この説明会はインターネット中継されており、必ずマイクを通してご質問願います。なお、本日の質疑内容は後日、議事録として全てホームページで公開されます。本日の説明会での質疑応答には、時間に限りがございます。時間がまいりましたならば質疑を打ち切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。このような場合の、特別区設置協定書に関する質問につきましては、区役所や市役所の大都市局に文書で質問事項を提出していただければ、回

答方法を検討の上、ご回答したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。それでは、ご質問のある方、ご着席のまま挙手をお願いします。はい、それでは、そちらの一番前の女性の方。

(質問者1)

二重行政が、市と府と一緒にすることによって解消されるということは分かったんですけど、今既にある借金というのがなくなるわけではないと思うので、そういうものをずっと返していくという、その見通しとかと、その中で鉄道とか高速道路とかそういうものの長期にわたって作ってやっていくという、そういう財源とかも現状で可能なのかなと思ったんですけども、それをお答えください。

(橋下市長)

まずですね、借金の状況、今の大阪市役所の状況では徐々に減ってきています。大阪府のほうは若干増えているところがありますが、これは大阪府の、この借金の中身が専門用語で申し訳ないんですけども、本当は国から現金でもらわなければいけないお金を、肩代わりで大阪府が借金をさせられているという。そういう借金もあるんです。全国の都道府県でもあるんですね。これは臨時財政対策債というものなんですけど、本来国から現金をもらわなければいけないところを、地方がそれぞれ今借金をさせられているんですね。国の財政状況も厳しいので。そういうこともあって、大阪府の借金は全国の都道府県、どこも今ちょっとずつ増えつつあるんです。国から押し付けられたそういう借金を除けば、大阪府も今徐々に減ってきています。大阪市も減ってきています。

あと、財源をどうするかということなんですが、この財源こそまさに、成長ということも考えて、税収を伸ばしていかなければいけない。成長ということも考えていかなきゃいけない。ですから、この大阪全体の成長を考えてですね、強力な大阪府庁というものもしっかりつくって、税収増というもの目指していかなければいけないんじゃないかということです。

高速道路については、これは今、僕が国のほうに提案している案はですね、借金を自治体がどんどん負うのではなくて、利用者負担をさせる。要は阪神高速道路を使う人に若干上乗せをして、利用者に上乗せをして、それで財源を作っていこうという案で今考えております。それから、地下鉄を1本引くとかそういう話。今、「うめきた」の話は、JR 大阪駅の駅前、17ヘクタールの広大なその空地进行を、今、まちづくりをやっていきますけれども、それは計画の中に入っています。今の財政の見通しの中に入っていますが、新しい地下鉄分は入っておりません。これはしっかりその計画を、見通しをして、ただ、今徐々に借金額はどんどん減ってきていますから、十分使える、計画としては実行できる範囲だと、僕は考えております。

(司会)

それでは、次の質問に移ってまいりたいと思います。今度はそしたら、一番向こうの列の、今紙を持っておられる男性の方。よろしくお願いします。

(橋下市長)

ちょっとごめんなさい。先ほどのご質問者の方、パンフレットの29ページのところに、大阪府分として使えるお金がちょっと拡大しますよというのが、29ページの下段にありますから。こういうのを、またそういう大阪全体での計画のところにお金が使えます。こういうところにお金を使っています。それを見てください。ただ、それを考えずに、これだけを頼らずに、全体を見て、それは地下鉄の分というところもしっかり計画を立てながらやっていかなければいけないとは思っていますけれども。大阪府分としてもお金が増える分はあります。

(司会)

先ほど失礼致しました。そしたら先ほどの方、お願いします。

(質問者2)

市長におめでとうと言いたいですね。この間の地方選、鶴見区、維新2名、公明1名、非常に躍進されましておめでとうございます。

(橋下市長)

あの、すいません。本当にそのお言葉はありがたいんですけど、きょうは大阪市長で来ていますので、政治の話をするともたいろいろ問題があるので、すいません。

(質問者2)

それで、この日本全国でね、二重行政をしている県はどのくらいあるんですか。

(橋下市長)

都道府県の中で政令市があるものは、法律上の権限は全部二重になっていますけれども、實際上、激しい二重行政になっているのはやっぱり大阪でしょうね。ものすごい激しい二重行政になっているのは大阪。ただ、その二重行政になっているかどうかということと言われると、京都も二重行政になっているという問題は言われています。それから横浜、神奈川なんかでも二重行政になっているじゃないかとかいうこともいろいろ言われています。

(質問者2)

大阪が一番先に、ちょっと見本を見せようと、こういうことですかね。

(橋下市長)

この問題解決の方法としてですね、一つ今回出させてもらったこういう「都構想」というやり方、今回はこれを提案させてもらいましたし、他のやり方としては、自治法が改正されまして、都道府県と市が話し合いをなささいという解決方法も一つ、案としてはあるんです。ただその話し合いでいくのか、一から作り直すのかということですから、今回これが一から作り直すという方法が大阪で成功した場合に、他がどう見るかというところは、それはそれぞれの住民の皆さんのご判断だと思っただけなんですけれども。

(質問者2)

まず見本ですね。その見本を成功できたらいいんですけども、もしくは失敗というか、大阪の市民の方々が、これはやって悪かったなということになったら、ちょっと元へ戻りませんか。それと、区長1人でやっておられるということですけども、やはり議員の方がこの鶴見区から4人もおられます。この方がみな意見を聞いてやってくれると思うんですけども、その点はどうですか。

(橋下市長)

まず議員と、僕が言った選挙で選ばれる行政のトップというのはちょっと違うんですね。議員は議員で皆さんの声を聞いてもらう。聞いて役所に伝えるというのは、これは重要な役割がありますけれども、何が重要かということ、役所組織に対して指揮命令ができる。そういう選挙で選ばれたトップが、やっぱり市長1人では少な過ぎると思っているんです。例えば、それは議員が言って、役所が分かったということで聞く場合もあります。でも、それはできないということ言うときも多いいですね。いくら地域の要望を言ってもなかなかできない。それが、やっぱり選挙で選ばれた長が何でもかんでもできるわけではないんですけども、ここは特別扱いでいいからやってくれと言え、できることはたくさんあるんです。ですから、これは議員と選挙で選ばれた役所のトップというのは全然違って、議員も大切ですけども、選挙で選ばれた役所のトップというのも非常に重要で、大阪市長1人ではそれが足りない。今の大阪市役所全体に指揮命令を出していくには、大阪市長1人では足りないというふうに僕は考えているんですけどもね。

それから後に戻れないということを言われました。確かにそういう不安があるかと思えます。これはだから、歴史を何でも振り返ってみて、すべて過去にあったから正しいというわけではないんですけども、東京も1943年に、東京府と東京市が一つになって東京都になりました。今、東京23区になっています。今から72年前までは、東京も東京府と東京市でした。これを合わせて東京都にして23区にした。今いろんな意見はありますけれども、東京23区、東京を見て、何か重大な破たん状態になっているかといえそうではない。そういうことも踏まえて、結局今のままの大阪府庁、大阪市役所のままで行き、この二重

行政の問題や税金の無駄遣い、大阪全体の経済の活性化、住民の皆さんの声を聴き取る仕組み、こういうところを今のまま続けていっても何とかかなと考えるのか、それとも、そこは重大な問題だよなということを考えて新しく役所をつくり直すのか、結局そこになると思うんです。既に東京では実例がある。東京府と東京市を合わせて東京都にし、23区をつくったという実例があるので、それを見て、最後に皆さんご判断していただきたいなというふうに思っています。

(司会)

ありがとうございました。それではすいません、ちょっとお時間のほうが近づいてきておりますので、あと1人、真ん中の列からご質問いただきたいと思います。ご質問ある方。じゃあ真ん中の列の白い帽子の女性の方。よろしくお願いします。

(質問者3)

橋下さんに聞きたいんですけど、反対派の人に聞いたんですけど、私は市営住宅に住んでいる者です。市営住宅は値段が上がるぞと。だから橋下は応援するなど、たくさん言われたんですけど。

(橋下市長)

たくさん言われました。

(質問者3)

これはどういうふうになりますか。

(橋下市長)

賛成、反対、特にいろいろあります。今回は大阪市役所で作ったこのパンフレット31ページのところに書いています。特別区になっても、まず住民サービスは下がりません。お金をきちんと確保するので下がりません。これまで納めていただいた税金、水道料金、市営住宅のお金、こういうことは高くなることはありません。それは高くなることはありません。特別区の設置で。それから、これまでの地域のコミュニティ、地域の行事、これがなくなることはありません。ちょっと、一部聞きましたところ、盆踊りの行事がなくなるということを言っている人も居るみたいですが、それは特別区設置でなくなることはありません。今ある区役所がなくなることもありません。今ある鶴見区役所もそのまま残って、引き続き同じような業務をやります。じゃあ区役所24個で何がどうなの。全然意味ないじゃないの。あえてまた言うんですけど、それは今日説明させてもらいました。今回の「大阪都構想」というのは別に区役所24個あるものをまとめて、ちょっとした節約をする話ではありません。二重行政という問題、税金のすごい無駄遣いがあった問題、経済

の活性化、住民の皆さんの声を聴き取る仕組み、こっちにメリットがある話であって、区役所をちょっと束ねる話ではないんですね。区役所もなくなりません。こういうことも言われているみたいです。運転免許証とか国民健康保険証、これ住所変更するの面倒くさいぞということ言われているということも聞きましたが、これもそういう負担は、市町村合併のときに。あ、ごめんなさい、お掛けになってください。すいませんね。自分で運転免許証、国民健康保険証なんかの住所変更、それから登記簿謄本なんかの変更、こういうことも負担は掛けないように調整をしていきます。市町村合併とかそういうことでは、そういう負担は掛けておりません。

まあちょっと、いろんなことを言われているんですけども、この特別区設置ということで、皆さん、税金が上がるとか、市営住宅の料金が上がるということはありません。

(司会)

はい、ありがとうございました。時間のほう、先ほど1人ということで言いましたので、質疑は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

まず、本日ですけれども、お静かに願います。すみません。はい、ありがとうございました。

すいません。質疑は以上とさせていただきます。本日満席でございますので、退席の際、非常に混雑が予想されます。係員がご案内するまでそのまましばらくお待ちいただきたいと思っております。それでは事務局の方から、若干お願いとお知らせを申し上げたいと思っております。

(橋下市長)

すいません、皆さん、本当に、今日はですね、大阪市役所主催ということなので、仕切りのほうは役所の方にさせてもらっています。また維新の方のですね、ごめんなさい、政治活動のほうでの説明会とかそういうところの賛成派、反対派、いろいろやっておりますので、またそこでいろんなご意見を伺わせてもらいたいと思っております。きょうはいろんな方が、賛成派、反対派もたくさんいらっしゃると思いますが、ちょっと中立に、公平にやらせてもらったところなので、質問の当て方も職員のほうに仕切ってもらったところでありまして。本当に時間が足りないところ、不十分だったかと思っておりますけれども、ただ5月の17、皆さんのその1票で未来の大阪が決まることになりますので、またぜひよくいろいろ考えていただいて、最後のご判断をいただきたいと思っております。本当に今日は、長時間どうもありがとうございました。

(司会)

それでは若干事務連絡をさせていただきます。本日お配りした資料はお捨てにならないように、必ずお持ち帰りください。住民投票のほうは5月17日、日曜日でございます。大切な1票でございますので、必ず投票してください。住民説明会は、他の会場の説明会も

ユーストリームによるネット中継録画、および全区役所でも中継しております。もう一度説明を聞きたい、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方は、そちらもご利用いただきたいと思います。退場の際、大変混雑しますので、係員が間もなくご案内します。今しばらくそのままお待ちいただくようお願いいたします。お帰りの際には階段などで転倒されないよう、お気を付けていただきたいと思います。それではもう少しお待ちいただけますでしょうか。